



# 秋の拡大運動報告と料飲業の会員さんへ

# 浦和 民商 ニ ュ ー ス

発行  
浦和民主商  
工会

www.minsyoo.jp

さいたま市浦  
和区本太5-  
3-3-3  
Tel: 886-  
5200  
FAX: 886  
-5454

urawa@  
minsyoo.jp



## 秋の拡大運動報告です

2016年浦和民商秋の拡大運動(9/1-12/3)終わりました。会員の皆様より大変ご協力頂きありがとうございました。そして2017春の運動が1月から始まります。秋の運動をもう一回り大きく声を掛け合い、仲間増やしにご協力よろしくお願ひします。

**拡大成果:** 会員10名、新聞104部、婦人部2名  
共済12名、青年部3名  
**署名:** 消費税反対署名 830筆  
所得税法第56条署名 984筆  
戦争法 110筆 合計1924筆

**拡大行動:** 14回(全体・支部・専門部含む) 延べ人数101名  
チラシ配布枚数29200枚、手配りチラシ1400枚

### イベント・セミナー

- 9月25日(日)『社会保険のしくみ』埼玉教育会館201  
講師 社会労務士 三上賢市さん22名参加
- 10月22日(土)『建設業者必見!産業廃棄物許可改正・準備と対策』浦和民商事務所  
講師 行政書士 佐藤信一さん6名参加
- 10月30日(日)第5回うらわ民商まつり 400名  
熊本震災募金 49,254円  
(熊本県商工団体連合会へ送金済)
- 11月6日(日)共済会日帰り旅行  
『小諸りんご狩りと望月温泉』 39名参加
- 11月8日(火)から6回コース『絶対役立つ簿記学校』  
講師 岩間啓一
- 12月3日(土)浦和民商市民なんでも法律相談会  
協力 浦和法律事務所様 15名参加

### その他

- 10月15日(土)大宮・岩槻民商と大宮東口宣伝行動 10名
- 11月1日(火)埼玉県交渉、11月10日(木)埼玉県政要求行動
- 11月16日(水)国会要請行動、11月18日(金)さいたま総行動  
(さいたま市役所、浦和税務署) 11月22日(火)さいたま総行動  
(さいたま商工会議所) 延べ18名参加

## 警察の飲食店への立ち入りについて

全国商工新聞が4月11日号や8月8日号で報道した通り、警察がスナックなどの店に突然立ち入り、スナックなどで当たり前のように行なわれている接客をした経営者や従業員を逮捕し、罰金を科す事例が全国で相次いでいます。

これは、警察庁が定めた風俗営業法(風営法)の『解釈運用基準』を悪用し、高額な罰金を科すことを目的にしたとしか言えない不当なものです。

さいたま市において警察が料飲業者を訪問し立ち入り調査がおこなわれているとすれば、それは『営業と自由』を脅かし、料飲街、地域経済にも打撃となるなど見過ごすことはできません。ぜひこのような事が発生したら浦和民商まで連絡をお願いします。また料飲業の会員さんを対象に1月、急きょアンケートを実施します。

## 浦和・大宮・岩槻民商合同企画 小規模事業者持続化補助金の学習会に参加して国の補助金をGET!しましょ!!

2016年12月21日(水)19時-21時  
与野コミュニティセンター和室(おおかや)  
講師;行政書士 佐藤信一さん

- 常時使用する従業員の数5人以下の個人・法人対象です。
- 対象となる事業卸売・小売業、サービス業、建設業、製造業など上限50万円まで補助。
- 対象となる取り組み内容;機械装置等費、宣伝費開発費、資料購入費、外注費、店舗改装費等用途広い補助金です。かかった費用の2/3(上限50万円)
- 補助金の締め切りが2017年1月27日です。用途の幅の広い、中小業者のための国の補助金です。複数の書類等が必要ですので、ぜひ学習会に参加し補助金をGETしましょ!!
- 申し込みは浦和民商事務局まで。

## 浦和民商市民なんでも法律相談会

12月3日(土)に浦和法律事務所の弁護士さんを招いて、市民なんでも法律相談会を、さいたま共済会館601にて開催しました。

まず最初に岡田弁護士の「契約・契約書の基礎」の講演があり、日頃、交わしている契約について初歩の初歩から学びました。そもそも契約とは何か、契約に関わる用語についての丁寧な説明があり、大変わかりやすい講義でした。

その後、個別に法律相談を行い相談者の方は、それぞれ弁護士さんや行政書士さんに丁寧に相談にのってもらいました。

事務局 宮川雅弘



## 年末調整書き込み会のお知らせ

納期は、1月20日限ですが年末調整の準備はお済みですか?早めに会場にお越しください。

### 確認すること

年末調整をする社員全員の氏名、住所、生年月日、配偶者の年間収入(パートなど)

### 持ってくるもの

源泉徴収簿、給与台帳、給与明細等、納付書、電卓、ゴム印、上期の納付書(7月10日納期限)、法人代表印、国保、社保を平成28年中に支払った額、国民年金は役所から送られてきた証明書(ハガキ)、生保、損保控除証明書、保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書、扶養控除等申告書(記入して)。

### 書き込み会場

- 12月21日(水)14-16時浦和民商事務所
- 12月21日(水)14-16時プラザウエスト第7セミナー
- 12月22日(木)14-16時岸町公民館第4講座室
- 12月22日(木)14-16時プラザイースト第3セミナー

### 2017年

- 1月6日(金)14-16時浦和民商事務所
- 1月10日(火)10-12時浦和民商事務所